

# 塩ビ管接着剤を使用する場合に 関係する法令

接着剤は、

- (1)厚生労働省の有機溶剤中毒予防規則において「第二種溶剤等」に該当
- (2)消防法の危険物に該当

# 法令順守 塩ビ管接着剤について

## ●使用は法令に従って

接着剤は、厚生労働省の有機溶剤中毒予防規則において「第二種溶剤等」に該当します。

屋内で、接着剤の1時間当たりの使用量が、以下の許容使用量を超える場合には、「有機溶剤中毒予防規則」が適用され、「有機溶剤取り扱い作業主任者」の資格が必要となります。

詳細は所轄の労働安全基準監督署にご確認ください。

$$\text{接着剤許容使用量 } W \text{ (g/時間)} = 0.4 \text{ (g/m}^3 \cdot \text{時間)} \times \text{部屋の容積 (m}^3\text{)} = 0.4 \times 150 = \underline{60 \text{ g/時間}}$$

※部屋の容積は、床から高さ4m以下の部分とし、150m<sup>3</sup>を超える場合は、150m<sup>3</sup>で計算する。

$$\text{目安 } 6\text{m} \times 6\text{m} \times \text{階高}4\text{m} = 144\text{m}^3$$

※接着剤の1時間当たりの使用量は、実際に使用する接着剤の量に0.6を乗じた数値です。

## ●接着剤の塗布量

(参考) 1箇所あたり

| 呼び径     | 13  | 16  | 20  | 25  | 30  | 40  | 50  | 65  | 75 | 100 | 125 | 150 | 200 | 250 | 300 | 350 | 400 | 450 | 500 | 600 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 塗布量 (g) | 0.7 | 1.0 | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 3.5 | 5.0 | 6.5 | 10 | 15  | 20  | 30  | 55  | 90  | 125 | 175 | 220 | 275 | 350 | 500 |

## ●例 1時間当たりの接続可能範囲 (但し「有機溶剤取り扱い作業主任者」の資格取得者いれば規定なし)

1) ピット内6m×6m×階高3m = 108m<sup>3</sup> × 0.4 = 43.2 g/時間 上記の表より100 A 15 g の場合、継手2個の接続まで

2) 便所3m×4.5m×階高4m = 54m<sup>3</sup> × 0.4 = 21.6 g/時間 上記の表より100 A 15 g の場合、継手1個まで接続まで

# 法令順守 塩ビ管接着剤について

## ●保管は法令に従って

接着剤は、消防法の危険物に該当します。

保管にあたっては、法令及び市町村条例を守ってください。また、使用後は火気を避けて冷暗所に保管してください。

接着剤は、「**第四種（引火性液体）第一石油類 危険等級2**」に該当します。

**指定数量200リットル** →許可申請が必要

※**仮貯蔵** 消防長又は消防署長の承認を得て指定数量以上の危険物を10日以内仮に貯蔵又は取扱うこと

※**少量危険物等貯蔵・取扱い**（所轄消防署に確認が必要）

**指定数量の1/5以上なので40リットル以上**



## ●現場の搬入数量の管理が必要

複数の配管施工業者を配置した場合、各々が接着剤1kg缶を予備分も含め搬入したら当該現場全体で指定数量の1/5以上になる可能性があるため数量管理をしましょう。